

中原区役所情報化推進委員会設置要綱

平成19年5月18日

19川中総第209号

(目的及び設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱(平成19年3月30日川総シ企第1351号)

第1条の規定に基づき、中原区役所内の情報化を推進するため、中原区役所情報化推進委員会(以下「情報化推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区役所内の情報化施策の推進に関すること。
- (2) 中原区インターネットホームページの総括に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、中原区役所副区長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 区民サービス部長
- (2) 保健福祉センター所長
- (3) 保健福祉センター副所長
- (4) 保健福祉センター担当部長(地域みまもり支援センター担当)
- (5) 道路公園センター所長
- (6) まちづくり推進部総務課長
- (7) まちづくり推進部企画課長
- (8) まちづくり推進部地域振興課長
- (9) まちづくり推進部担当課長(生涯学習支援担当)
- (10) 区民サービス部区民課長
- (11) 区民サービス部保険年金課長
- (12) 保健福祉センター児童家庭課長
- (13) 保健福祉センター高齢・障害課長
- (14) 保健福祉センター保護課長
- (15) 保健福祉センター衛生課長
- (16) 道路公園センター管理課長
- (17) 道路公園センター整備課長

(委員長)

第4条 委員長は、情報化推進委員会の事務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 委員長は、情報化推進委員会に区役所内の情報化に係る個別の課題について専門的に調査、検討を行うため、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、委員長が指名する関係課の職員で構成する。

3 検討部会には、座長を置く。

4 検討部会の座長は、検討部会委員の互選により選出する。

5 検討部会の座長は、検討部会の会議を招集するとともに事務を統括する。

6 検討部会の座長は、検討された事項等について委員長に報告するものとする。

(情報化推進員及び本部情報化推進員)

第7条 委員長が指名する情報化推進員は、各課の課長が選任し、別に定める中原区役所情報化推進員名簿に登載された職員とする。

2 委員長が選任する本部情報化推進員は、総務課の情報化推進員をもって充てる。

(庶務)

第8条 情報化推進委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、情報化推進委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。